

議案第60号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条
例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加える。

本則に次の1条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等の措置）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準
の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時
間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、当該義務
教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、本県義務教
育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等について定めるため、所要の改正をしようとす
るものである。